



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,049千円は当年度分損益勘定留保資金266,049千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	927,709 千円
第1項 他会計補助金	210,259 千円
第2項 補助金	200,000 千円
第3項 企業債	517,000 千円
第4項 投資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,193,758 千円
第1項 建設改良費	727,005 千円
第2項 投資	1,500 千円
第3項 企業債償還金	465,253 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	517,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,205,819 千円 |
| (2) 交際費   | 300 千円       |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は354,273千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、655,717千円と定める。

平成25年2月25日 提出

橋本市長 木下 善之